

1. 添付書類

定款	1 通
発起人の同意書	1 通
設立に際して、発起人が引き受けるべき株式数及び払い込むべき金額、株式発行事項は発行可能株式総数の内容が定款に定められていない場合に必要です。また、資本金の額及び資本準備金を発起人全員の同意により定めた場合にも必要となります。	
設立時取締役、設立時監査役選任及び本店所在場所決議書（又は発起人会議事録）	1 通
設立時代代表取締役を選定したことを証する書面	1 通
設立時取締役、設立時代代表取締役及び設立時監査役の就任承諾書	1 通
印鑑証明書	1 通

代表取締役が就任承諾書に押印した印鑑につき発行後3か月以内の市区町村長が作成した印鑑証明書を添付してください。なお、代表取締役の印鑑について「印鑑届書」(用紙はお近くの法務局でお渡ししています(無料))。また、法務省ホームページ(<http://www.moj.go.jp/ONLINE/COMMERCE/11-2.html>)からダウンロードしていただくことも可能です。)をあらかじめ(この申請と同時に構いません。)提出してください。

設立時取締役及び設立時監査役の調査報告書及びその附属書類 1 通

現物出資に関する事項(会社法第28条各号)に関する定めが定款に定められている場合に限ります。

払込みがあったことを証する書面 1 通

具体的な書面として、払込金受入証明書又は発起人が作成した設立に際して出資される財産の価額又はその最低額の全額の払込を受けたことを証明する旨を記載した書面に預金通帳の写しや取引明細表を合てつしたもの等が該当します。

資本金の額の計上に関する設立時代代表取締役の証明書 1 通

委任状 1 通

代理人に申請を委任した場合のみ必要です。

それ以外の添付書類の例

株主名簿管理人との契約を証する書面

(注)株主名簿管理人を置いた場合に必要になります。この場合には併せて、株主名簿管理人を選定した発起人の過半数の一致のあったことを証する書面も必要です。

検査役の調査報告書及びその附属書類

(注)現物出資した場合に必要です(必要ない場合もあります)。

弁護士等の証明書及びその附属書類

(注)現物出資した場合に必要です。

不動産を現物出資した場合には、不動産鑑定士の鑑定評価を記載した書面の添付も必要です。

有価証券の市場価格を証する書面

(注)市場価格のある有価証券を現物出資した場合に必要です。

検査役の報告に関する裁判の謄本

(注)検査役の報告に関する裁判があった場合に必要です。

上記のとおり登記の申請をします。

平成 年 月 日

県 市 町 丁目 番 号 1
申請人 商事株式会社 2

1～4にはそれぞれ、
1 本店、 2 商号、
3 設立時代表取締役の住
所
4 代理人の住所、

県 市 町 丁目 番 号 3
代表取締役 法 務 太 郎



登記所に提出した印鑑を
押印してください。

県 市 町 丁目 番 号 4
上記代理人 法 務 三 郎

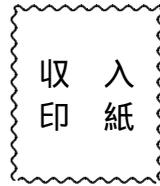


代理人が申請する場合にの
み記載し、代理人の印鑑を
押印してください。この場
合、設立時代表取締役の押
印は、必要ありません。

連絡先の電話番号

法務局 支 局 御中
出張所

収入印紙貼付台紙



(注) 割印をしないで貼ってください。

契
印

- (注) 1 登記申請書(収入印紙貼付台紙を含む。)は、各ページに契印してください。
2 契印には、申請書に押印した印鑑と同一の印鑑を使用してください。

登記すべき事項を磁気ディスクに記録して提出する場合の入力例

- 「商号」 商事株式会社
- 「本店」 県市町丁目番号
- 「公告をする方法」官報に掲載してする。
- 「目的」
 - 1 の製造販売
 - 2 の売買
 - 3 前各号に附帯する一切の事業
- 「発行可能株式総数」800株
- 「発行済株式の総数」200株
- 「資本金の額」金1000万円
- 「株式の譲渡制限に関する規定」
当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。
- 「株券を発行する旨の定め」
当会社は株券を発行する。
- 「役員に関する事項」
 - 「資格」取締役
 - 「氏名」法務太郎
- 「役員に関する事項」
 - 「資格」取締役
 - 「氏名」法務一郎
- 「役員に関する事項」
 - 「資格」取締役
 - 「氏名」法務次郎
- 「役員に関する事項」
 - 「資格」代表取締役
- 「住所」 県市町丁目番号
- 「氏名」法務太郎
- 「役員に関する事項」
 - 「資格」監査役
 - 「氏名」法務花子
- 「取締役会設置会社に関する事項」
取締役会設置会社
- 「監査役設置会社に関する事項」
監査役設置会社
- 「登記記録に関する事項」設立

(注) 詳しい磁気ディスクの作成方法は、「商業・法人登記申請における登記すべき事項の磁気ディスクへの入力の仕方について」(<http://www.moj.go.jp/MINJI/MINJI50/minji50.html>) を御覧ください。